

生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅をリフォームするときは、専門家によく相談しましょう。

福祉用具を借りる

ふくしょうぐたいよ かいごよぼうふくしょうぐたいよ
福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。

⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

- | | | |
|-----------------------------|---|--|
| ① 手すり | ⑦ 特殊寝台 | ⑫ 移動用リフト
(立ち上がり座いす、入浴用リフト、
段差解消機、階段移動用リフトを
含む) |
| ② スロープ | ⑧ 特殊寝台付属品
(サイドレール、マットレス、
スライディングボード等) | ⑬ 自動排せつ処理装置 |
| ③ 歩行器 | ⑨ 床ずれ防止用具 | 月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割を自己負担します。
(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。) |
| ④ 歩行補助つえ
(松葉づえ、多点つえ等) | ⑩ 体位変換器
(起き上がり補助装置を含む) | |
| ⑤ 車いす | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
(離床センサーを含む) | |
| ⑥ 車いす付属品
(クッション、電動補助装置等) | | |

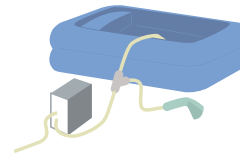


トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

とくていふくしょうぐこうにゆう とくていかいごよぼうふくしょうぐこうにゆう
特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座 (便座の底上げ部材を含む)
- 特殊尿器 (自動排せつ処理装置の交換部品)
- 入浴補助用具
(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください

年間10万円までが限度で、その1割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

安全な生活が送れるよう住宅をリフォームする

きょたくかいごじゅうたくかいしゅう かいごよぼうじゅうたくかいしゅう
居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1割)

◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります



- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう